

## 多気町商工業者事業資金利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内の商工事業者及び町内において創業する者が融資を受けた場合に、当該融資にかかる利子の一部を補給することにより、資金調達の円滑化を促進し、もって町内経済の発展に資することを目的とする。

### (補助対象資金)

第2条 対象となる融資は、別表に掲げる融資とする。また、対象となる融資を複数利用した場合は、いずれかひとつの融資とし、同一年度において1回限りとする。ただし、次の場合の融資は補助対象としない。

- (1) 借入期間1年未満の融資
- (2) 直前の融資を2分の1以上返済していない借換融資

### (交付対象者)

第3条 交付の対象となる者は次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 主たる事業所及び営業所を町内に有し、または設置しようとする事業者
- (2) 本要綱制定後に交付対象資金の融資を受け、当該融資に係る返済を遅滞なく行い、かつ、町税を滞納していない者
- (3) 創業・再挑戦アシスト資金及び新企業育成資金においては、令和3年4月1日以降で、創業前もしくは創業後1年以内に融資を受けた者

### (補助対象期間)

第4条 利子補給の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、融資に係る最初の約定償還日の属する月から起算して1年以内とする。+

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象期間における支払済利子(ただし、延滞に係る利子を除く。)とし、200,000円を限度として予算の範囲内で町長が定める。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象期間に係る利子の支払完了後、多気町商工業者事業資金利子補給補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税に係る納税証明書

- (2) 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し又は融資証明書（融資内容が明記されたもの）
- (3) 償還予定（計画）の写し
- (4) 償還状況を証明する書類（金融機関発行の償還証明書または通帳のコピー）
- (5) その他町長が認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、  
相当と認めるときは、多気町商工業者事業資金利子補給補助金交付決定通知書  
（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の請求書（様式第3号）を  
速やかに提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の請求書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交  
付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第9条 町長は、補助金交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する  
場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されて  
いるときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金交付を受けたとき又は受けようとし  
たとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

（調査及び報告）

第10条 町長は、この要綱による補助金交付の適正を図るため、必要に応じて交  
付決定者及び融資金融機関等から報告を求め、又は調査することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

別表

制度名	融資の種類
三重県中小企業融資制度	小規模事業資金 みえ経営向上支援資金 創業・再挑戦アシスト資金
日本政策金融公庫融資制度	小規模事業者経営改善資金 生活衛生関係営業経営改善資金 新規開業・スタートアップ支援資金 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資） 新事業活動促進資金 経営環境変化対応資金

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）多気町長

申請者 住 所  
法人名（屋号）  
氏 名

多気町商工業者事業資金利子補給補助金交付申請書

年度において下記のとおり融資を受けたので、多気町商工業者事業資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

交付申請額				円
借入金額	円	借入 期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
融資制度名			利率	%
借入金融 機関	銀行 信用金庫 支店			
対象事業 内容				

添付書類

- (1) 町税に係る納税証明書
- (2) 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し又は融資証明書（融資内容が明記されたもの）
- (3) 償還予定（計画）の写し
- (4) 償還状況を証明する書類（金融機関発行の償還証明書または通帳のコピー）
- (5) その他町長が認める書類

様式第2号（第7条関係）

多商第 号  
年 月 日

様

多気町長 筒井 尚之

多気町商工業者事業資金利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多気町商工業者事業資金利子補給補助金の交付申請について多気町商工業者事業資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付けて下記のとおり、交付を決定します。

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

条 件

- 1 町長が必要と認めた場合は調査のため、帳簿等書類の提出を求めることができ、申請者はできる限り協力を行うこと。
- 2 返還を命じられた場合は速やかに返還すること。

様式第3号 (7条関係)

年 月 日

(あて先) 多気町長

申請者 住 所  
法人名 (屋号)  
氏 名

多気町商工業者事業資金利子補給補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった多気町商工業者事業資金利子補給補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_円

振 込 先	銀行 農協 信用金庫		支店 支所	普通 当座
	口 座 番 号		口座 名義人 (フリ ガナ)	